

四日市市内人流等分析調査業務委託 プロポーザル実施要領

1. 業務の名称 四日市市内人流等分析調査業務委託

2. 業務の目的

四日市市の花火大会開催日や中心市街地等における人流データを収集・分析し、市内の様々なエリアの利用状況や利用者の属性を明らかにするとともに、来訪者の動向を把握し、今後の施策の企画立案・効果検証の基礎資料を作成することを目的とする。

3. 業務内容

別添「四日市市内人流等分析調査業務委託 仕様書」のとおり

4. 委託期間 契約の日から令和9年3月31日まで

5. 見積限度額 2, 187, 000円(消費税及び地方消費税の額を含む)

6. 候補者の決定方法 公募型プロポーザル方式

7. 参加資格要件

次に掲げる事項全てに該当すること。

- (1) 四日市市入札参加資格者名簿に登載または登載予定であること。なお、登録業種は、「調査検査業務(統計調査)」とする。
(未登載または、登録業種が異なる場合は、プロポーザル実施時までに、市が指定する書類を提出するとともに、審査会開催日までに、三重県市町総合事務組合で、登載手続を済ませること。また、参加意向申出書に、登載手続中である旨を記載すること。)
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (4) プロポーザル実施公表の日から受託候補者特定の日までにおいて、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準の規定による入札参加資格停止の措置を受けていないこと。

8. 募集方法 ホームページ上で募集要項等を公表する。

9. 日程(予定)

令和8年4月1日	(水)	募集要項等の公表
令和8年4月15日	(水)	参加意向申出書の提出期限及び 質問受付期限
令和8年4月20日	(月)	参加資格審査結果の通知、質問回答
令和8年5月8日	(金)	企画提案書の提出期限
令和8年5月19日	(火)	プレゼンテーション、ヒアリング審査 ※詳細については上記、参加資格審査 結果の通知時に案内
令和8年5月下旬(予定)	未定	審査結果公表
令和8年6月上旬(予定)	未定	契約の締結

※説明会は開催しない

10. 質疑・回答

質問は、原則電子メール(任意様式・Word形式)により受け付ける(送受信を電話で確認すること)。提出された質問および回答については、原則、市ホームページで公表する。

11. 参加申込・資格審査

参加意向申出書(様式1)を持参または郵便により提出すること。なお、提出の際には、人流分析等分析調査の実績が分かる書類(契約書や分析データ等)の写し等を添付すること。

参加資格審査結果は、各応募者へ参加資格審査結果通知書(様式2)にて郵送または電子メールにより通知する。

12. 企画提案書の提出

企画提案書は「企画提案書作成要領」(別紙参照)を参照のうえ、一括して持参または郵送により、7部(正副の区別なし)提出する。分割提出は認めない。

13. 書類提出方法

参加意向申出書、企画提案書とも、持参または郵便で下記に提出する。

〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号

四日市市役所9階 シティプロモーション部観光交流課

※郵便の場合は簡易書留とし、いずれも締切当日の午後5時15分必着とする。

14. 審査方法

別紙「審査要領」参照

15. 審査結果

候補者決定後、各応募者へプロポーザル審査結果通知書(様式3)にて郵送または電子メールにより通知する。

16. 提出書類の取り扱い

- ・提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、法令等に基づき、応募者の許諾を得た上で公表する場合がある。
- ・提出書類は応募者に返却しない。

17. 情報公開及び提供

市ホームページに公募情報および審査結果等を掲載する。また、提出された文書等については、四日市市情報公開条例第6条に示された方法で情報開示請求があった場合において、同条例第7条から第15条に基づいて開示を行う。

18. 問い合わせ

四日市市 シティプロモーション部 観光交流課

TEL:059-354-8286

FAX:059-354-8315

電子メール:kankou@city.yokkaichi.mie.jp(送受信を電話で確認すること)

19. その他

- (1)参加意向申出書の提出以降に辞退する場合は、速やかに文書にて連絡すること。
- (2)提出書類が以下のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ①記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
 - ②虚偽の記載をしたもの。
- (3)プロポーザルにおいて、その公正な執行を妨げた者、虚偽の提案等を行った者又は不正な利益を得ようとした者は失格とする。
- (4)提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案事業者が負うものとする。
- (5)提案書の作成・提出、プロポーザルへの参加等の一切の経費は、提案事業者の負担とする。